官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則（法務五四）　一
〔法規的告示〕
○金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件を廃止する件（金融庁九四）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件（海上保安庁二六）
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三一）　二
○トンガ王国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務四二四）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一六三六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六三七～一六四四）
○保安施設地区の指定をする件（同一六四五）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛二五二）
○建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件（中部地方整備局九七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　防衛省　三
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　三
法　務　四
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　四
公証人任免（同）　四
労　働　五
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示六・七、徳島同二）　五
国家試験　五
令和七年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　五
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二七）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁　五
社会保険労務士懲戒処分関係　五
裁判所　六
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　六
会社その他　六

省　令

法務省令第五十四号

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）第一条第二項において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第五条第一項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項並びに更生保護法施行令第三条第二項において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令第九条の規定に基づき、更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則を次のように定める。

令和七年十一月四日

法務大臣　平口　洋

更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）及び更生保護法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（鉄道賃に係る鉄道）

第二条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令（以下「旅費法施行令」という。）第五条第一項に規定する法務省令で定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「旅費支給規程」という。）第九条各号に掲げるものとする。

（船賃に係る船舶）

第三条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第六条第一項に規定する法務省令で定めるものは、旅費支給規程第十条各号に掲げるものとする。

（航空賃に係る航空機）

第四条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第七条第一項に規定する法務省令で定めるものは、旅費支給規程第十一条各号に掲げるものとする。